



権利擁護事業の 取組状況について



本物力こそ桑名力

権利擁護事業の取組状況について

早期発見・早期通報①

- 虐待、成年後見、消費者被害等について、速やかに適切な対応をするにあたり、医療・介護専門職、民生委員等多くの関係機関の人に知ってもらうことが、重要。

地域



専門職機関



令和元年度開催「高齢者虐待防止研修会」

- ・運営推進会議等が開催中止となる
- ・専門職機関へ向けた「高齢者虐待防止研修会」は、集合型研修(グループワーク有)であったため、令和2年度については開催中止を決定

改めて、高齢者虐待防止の周知啓発方法について検討

権利擁護事業の取組状況について

研修会開催方法の検討

ウェブを活用した研修会を開催するのはどうかな？

参加しやすい時間帯は
どこかな？



社会福祉士部会

アンケート実施

- 研修会の開催形式
- 開催時間帯
- 取り上げて欲しい内容
- 日頃の業務を行う中で、虐待・虐待疑いを発見した場合の対応への不安や疑問、困ったこと など

- ウェブ形式での開催希望が多数
 - 日中時間帯での開催を希望
 - 支援者として近い存在であるため、相談するか躊躇してしまう
など、貴重なご意見あり
- アンケート結果をもとに、令和3年度の研修会 内容を検討。

令和2年度 奈良市地域包括支援センター 社会福祉士部会

高齢者虐待防止研修会にかかるアンケート調査

性別：□男性 □女性
所属：□通所系サービス □訪問系サービス □居宅介護支援事業所
□□□□(看護)小規模多機能型居宅介護 □□□□その他 (□□□□□□□□□□)

①今までに奈良市地域包括支援センター社会福祉士部会が開催する「高齢者虐待防止研修会」に参加したことはありますか？
□ある □□□ない

②今年度は感染予防のため研修会は中止となりましたが、あなたが今後参加する場合どのような形の開催を希望されますか？
□□□□集合研修 □□□□包括が個別に事業所に訪問して研修
□□□□Zoom等でウェブ研修 □□
□□□□その他 (□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□)

③研修会を開催する場合、どの時間帯が参加しやすいですか。
□□□□10:00～12:00の間 □□□□13:00～15:00の間 □□□□15:00～17:00の間
□□□□18:00～20:00の間 □□□□その他 (□□□□□□□□)

④今後、研修会で取り上げて欲しい内容がありましたらご記入ください。

⑤日頃の業務を行う中で、虐待・虐待疑いを発見した場合の対応への不安や疑問、困ったことなどがありましたらご記入ください。

★ご協力ありがとうございました★

回答締め切り期限 □□12月□□15日(火)
(必要事項をご記入の上このまま送信してください)
FAX 番号 □ 0 5 9 4 - 2 7 - 3 2 7 3 (介護予防支援室)

権利擁護事業の取組状況について

○令和3年8月12日に開催をした「高齢者虐待防止研修会」については、令和2年度に実施をした高齢者虐待に関する事前アンケートを元にWEB形式にて開催。介護支援専門員、介護職、医療職等、幅広い職種の方に参加していただき、虐待の早期発見・通報についての意識を高めていただいています。(参加者77名)



権利擁護事業の取組状況について

新たなツールの作成

最近、経済的虐待が増えているよね

セルフネグレクトって相談してもいいか悩むって聞くよ

虐待の背景には困窮等の課題があるよね

障害や困窮部署との連携も多くなっているから、そこにも周知したいよね

社会福祉士部会

関係機関向けに「経済的虐待」「セルフネグレクト」についての気付きポイントをまとめた啓発チラシを新たに作成。

高齢者虐待防止 周知・啓発チラシ（介護関係事業者向け）

あなたのそばにもいませんか？
セルフ・ネグレクト（自己放任）
こんなサイン出ていませんか？

- ・家の前や室内にゴミが散乱した中で住んでいる
- ・極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している
- ・支援が必要でも介護サービスを拒否されている
- ・病気や怪我を負っているにも関わらず治療を拒否されている

性格？
嗜好？

原因は…

- ・高齢化（身体機能の低下）
- ・認知症、精神疾患
- ・社会的孤立（地域の活用や交流の減少）
- ・経済問題
- ・ライフイベント（退職、配偶者の死別）
- ・情報不足 など様々

セルフ・ネグレクトとは
在宅で「高齢者が、通常の一人の人間として生活において当然行ふべき行為を行わない、或いは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥る」ことを言います。これは意図的な場合と、無意識な場合を含みます。
（厚生労働省「セルフ・ネグレクト」に関する調査報告書（2019年）より）

厚生労働省からも高齢者虐待に準じた対応を行える体制を整えるよう通知が出ています。セルフネグレクトについても、アンテナを立ててみてください。

あなたの相談が、助けを必要とする人と支援をつなぐ、第一歩。
ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみませんか？

高齢者虐待防止 周知・啓発チラシ（介護関係事業者向け）

あなたのそばにもいませんか？
経済（金銭）的虐待
こんなサイン出ていませんか？

原因は…

- ・家族の収入（高齢者の年金、預金に頼る）
- ・家族の失業
- ・在宅介護から入るストレスなど

本人の都合が、本人のために使われていないかもしれない。

介護保険料などは支払っているのよ。

利用料金の未払いがあるということは…

病院に支払っていかないかもしれない。

きちんと支払われているのかな。

利用料金未払いの背景には、ほかに高齢者本人にとって好ましくない状態があるのかもしれない。**ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみませんか？**

名称	所在地	電話番号 FAX	担当地区
島根県役所 高齢者支援課	中央町 2-27（市役所1階）	26-6104 26-3273	
島根県 地域包括支援センター	内子 1-7	26-6600 26-6650	横溝、立木、福地、横溝、大庭
島根県 地域包括支援センター	西郷 1-7	26-6600 26-6650	藤田、西郷、七瀬、久米
島根県 地域包括支援センター	江津 375-5	25-3313 25-3108	江津、西郷、福地
島根県 地域包括支援センター	多岐郡高津町でも根拠センター 多岐町 1-1-1（社会福祉協議会本館内）	49-2531 49-2533	高津町、高津町、大山崎、高津町、高津町
島根県 地域包括支援センター	高津町 1-1-1（社会福祉協議会本館内）	41-2114 41-2114	高津町、高津町、高津町、高津町
島根県 地域包括支援センター	高津町 1-1-1（社会福祉協議会本館内）	41-2114 41-2114	高津町、高津町、高津町、高津町
島根県 地域包括支援センター	高津町 1-1-1（社会福祉協議会本館内）	41-2114 41-2114	高津町、高津町、高津町、高津町

NEW

医療機関、介護保険機関、市関係機関（困窮・障害等）、法律専門職へ配布。
地域の集まりの場が再開された際に、提示・配布。→関係機関及び関係機関へ向け、周知を行うことが出来ました。

権利擁護事業の取組状況について

それぞれの地域で

新しいチラシを活用し、地域の見守りネットワーク会議等で周知。

高齢者虐待等、課題複合化事例については、適宜ケア会議を実施し、他機関と連携、対応を協議。

自らの訴えが難しい等でリスクの高い世帯について、ケアマネージャー等と連携し、連絡や訪問。こまめに状態把握を行う。

民生委員の区域会で高齢者虐待についてのアンケートを実施。

包括だよりにて、高齢者虐待について周知。

あなたのそばにもいませんか？
セルフ・ネグレクト(自己放任)
こんなサイン出ていませんか？

- ・家の前や室内にゴミが散乱した中で住んでいる方
- ・極端に汚れている衣服を着用したり、失禁があっても放置している方
- ・支援が必要でも介護サービスを拒否されている方
- ・病気や怪我を負っているにも関わらず治療を拒否されている方など

原因は…

- ・高齢化
- ・身体機能の低下
- ・認知症、精神疾患
- ・社会的孤立
- ・経済的困窮
- ・ライフイベント
- ・認知症(認知症、痴呆症、痴呆)
- ・精神疾患(うつ病、統合失調症)
- ・身体的障害
- ・社会的孤立

対応は…

自宅での生活が困難で、高齢一人暮らしとして生活が困難な状態にある方について、行政機関、自治体、民間団体、NPO等と連携し、必要な支援を行う。

あなたの相談が、助けを必要とする人と支援をつなぐ、第一歩。
ケアマネージャーや地域包括支援センターに相談してみませんか？



地域の方々や関係機関との関係が途切れないう、様々な方法で周知・啓発を行うことで、相談・通報時にスムーズな情報収集ができ、複雑化したケースの対応を行うことができます。

権利擁護事業の取組状況について

早期発見・早期通報②

○一定のリスクを抱える高齢者について、可能な限り早期に把握し、問題の複雑化（困難事例化）を予防する対応が、重要。



○桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査【いきいき・くわな】を活用した地域訪問を実施。

経済的困窮など、一定のリスクを抱える高齢者について、地域包括支援センターが訪問。関係機関の案内や早期介入を行い、世帯の抱える課題の早期解決に努めました。

○消費者被害の防止・啓発

周知先：介護保険事業所・民生交流会・民生定例会・通いの場等

6. 兄弟・姉妹

7. 介護サービスのヘルパー

8.

(4) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。

1. 大変苦しい

2. やや苦しい

4. ややゆとりがある

5. 大変ゆとりがある

(5) お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか。(

1. 持家（一戸建て）

2. 持家（集合住宅）

権利擁護事業の取組状況について

成年後見制度の普及・啓発①

○虐待、成年後見、消費者被害等について、
高齢者を支援するにあたり、法務と福祉とで連携して対応することは、重要。

○平成19年度以降、毎月、成年後見センター・リーガルサポート三重支部に所属する司法書士の協力を得て、「成年後見制度相談会」を。（地域包括支援センター職員も同席）
○令和2年度、20件。



司法書士による 成年後見制度相談

日 時：毎月第1水曜日 9：00～12：00

1回1時間程度（事前申込が必要です）

会 場：桑名市総合福祉会館第1会議室（常盤町51番地）

費 用：無料

相談者：司法書士（地域包括支援センター職員も同席）

対 象：桑名市在住で65歳以上の方とご家族

開催日	
平成30年 4月 4日（水）	10月 3日（水）
5月 2日（水）	11月 7日（水）
6月 6日（水）	12月 5日（水）
7月 4日（水）	平成31年1月 9日（水）※
8月 1日（水）	2月 6日（水）
9月 5日（水）	3月 6日（水）

※ 平成31年1月は第2水曜日に開催



お申し込み・お問合せ先
桑名市社会福祉協議会

（桑名市福祉後見サポートセンター）

桑名市常盤町51 総合福祉会館内

TEL 22-8218 FAX 23-5079

権利擁護事業の取組状況について

成年後見制度の普及・啓発②

「桑名市福祉後見サポートセンター」について

成年後見制度に関する周知・啓発。相談、支援や情報提供を行う、「桑名市福祉後見サポートセンター」を 桑名市社会福祉協議会に委託し、桑名市総合福祉会館に平成27年7月1日に開設。より多くの市民に利用していただくことを目指しています。

「運営委員会委員」

- ・大学教授、弁護士、社会福祉士、医師、介護支援専門員、司法書士、地域包括支援センター障害者総合相談センター、介護高齢課長、障害福祉課長



「桑名市福祉後見サポートセンター」
開設時の様子

権利擁護事業の取組状況について

成年後見制度の普及・啓発③

○市民後見人の養成

市民後見人養成講座(基礎編・実践編)を平成27～28年度 にかけて開催。(約30名受講)
その後、修了生の中から13名が市民後見人候補者名簿に登録されており、現在まで**5名の方(前年度から1名増)**が市民後見人として選任されています。市民目線の身上保護を重視した支援を行っています。

○市民後見人養成講座(フォローアップ研修)

市民後見人養成講座(基礎編・実践編)修了生を対象に、継続した知識の習得のため研修を行う。※参加者15名



フォローアップ研修(R3.3.16)

成年後見制度の普及・啓発④

○成年後見制度推進シンポジウム

シンポジウムを通じて、成年後見制度についての周知啓発を行いました。

令和2年度(6回目)は、「任意後見制度」をテーマに、YouTubeによる動画配信にて開催を行いました。

(令和3年3月16～3月26日配信、参加者65名)



成年後見推進シンポジウム撮影風景